

医推第3515号
令和6年4月1日

(公社) 岡山県医師会長
(一社) 岡山県病院協会長
(公社) 岡山県看護協会長

} 殿

岡山県保健医療部医療推進課長

児童発達支援又は放課後等デイサービスにおけるてんかん発作時の
坐薬挿入に係る医師法第17条の解釈について

保健医療行政の推進につきましては、平素から御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、令和6年4月5日付け、こ支障第107号及び医政医
発0405第1号でこども家庭庁支援局障害児支援課長及び厚生労働省医政局医事課長
から連名で別添のとおり通知がありましたので、貴会員への周知についてご配慮い
ただきますようお願いいたします。

なお、本通知につきましては、次のホームページに掲載しておりますことを申し
添えます。

記

【岡山県保健医療部からの医療安全情報等のお知らせ】

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/912029.html>